

## 平成30年定例第4回市議会会議録(第4日)

平成30年12月14日午前9時30分定例第4回市議会をみやま市役所議場に招集した。

### 1. 応招議員は次のとおりである。

1番	奥  菌	由美子	9番	荒  卷	隆  伸
2番	吉  原	政  宏	10番	瀬  口	健
3番	(欠  員)		11番	川  口	正  宏
4番	末  吉	達二郎	12番	壇	康  夫
5番	古  賀	義  教	14番	中  島	一  博
6番	前  原	武  美	15番	坂  口	孝  文
7番	(欠  員)		16番	宮  本	五  市
8番	上津原	博	17番	牛  嶋	利  三

### 2. 不応招議員は次のとおりである。

13番 中 尾 眞智子

### 3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

### 4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	田中裕樹	係長	堤和美
参与	馬場洋輝	書記	大木新介

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市長	松嶋盛人	財政課長補佐 兼財政係長	大坪康春
教育長職務代理者	井上正明	福祉事務所長	坂口浩二
監査委員	平井常雄	健康づくり課長	田中聡美
総務部長	西山俊英	環境衛生課長	松尾和久
保健福祉部長	松尾博	農林水産課長	宮崎眞一
市民部長 兼市民課長	加藤康志	商工観光課長	江崎秀樹
建設都市部長	富重巧齊	上下水道課長	甲斐田裕士
教育部長	野田圭一郎	学校教育課長	加藤武美
消防長	北嶋俊治	建設課長	城戸邦宏
総務課長	椛嶋晋治	建設課道路係長	小川仁
財政課長	木村勝幸	総務課長補佐 兼人事係長	平川貞雄
企画振興課長	堤則勝	介護支援課長 兼地域包括支援センター長	古賀富美子

7. 付議事件は、次のとおりである。

- (1) 議案第42号 みやま市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 議案第43号 東山老人ホーム組合規約の変更について
- (3) 議案第44号 東山老人ホーム組合の解散について
- (4) 議案第45号 東山老人ホーム組合の解散に伴う財産処分について
- (5) 議案第46号 みやま市道路線の廃止について
- (6) 議案第47号 みやま市道路線の認定について
- (7) 議案第48号 平成30年度みやま市一般会計補正予算（第3号）
- (8) 議案第49号 みやま市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (9) 議案第50号 みやま市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (10) 議案第51号 みやま市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (11) 議案第52号 平成30年度みやま市一般会計補正予算（第4号）
- (12) 議案第53号 平成30年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- (13) 議案第54号 平成30年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- (14) 議案第55号 平成30年度みやま市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- (15) 議案第56号 平成30年度みやま市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- (16) 議案第57号 平成30年度みやま市生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）
- (17) 請願第3号 国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書提出に関する請願書
- (18) 発議第4号 主要農作物種子法に代わる新たな法律の制定を求める意見書
- (19) 発議第5号 主要農作物種子法に代わる福岡県独自の条例制定を求める意見書
- (20) 柳川みやま土木組合議会議員の補欠選挙について
- (21) 閉会中の継続調査の申出について

---

午前9時30分 開議

○議長（牛嶋利三君）

これより直ちに本日の会議を開きます。

なお、13番中尾眞智子君におかれましては、先日に引き続きまして欠席届が提出されております。これを許可しておりますので、皆さん方には御承知おきをお願いしておきたいと思っております。また、坂田環境経済部長におかれましても、先日に引き続きまして欠席届が提出されておりますので、これを許可しております。皆さん方には御承知をお願いしておきたいと思っております。

日程第1 議案第42号

○議長（牛嶋利三君）

日程第1. 議案第42号 みやま市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましては、総務常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。古賀総務常任委員会委員長お願いいたします。

○総務常任委員長（古賀義教君）（登壇）

おはようございます。それでは、総務常任委員長報告をいたします。

議案第42号 みやま市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、12月12日、加藤市民部長及び関係係長の出席を求め、委員会室において中尾委員を除く委員4名の出席のもと委員会を開催いたしました。

本件は、個人番号カードによりコンビニエンスストア等に設置している民間端末機を介して印鑑登録証明書を交付する取り扱いを開始するに当たり、必要な事項を定めるため条例の改正を行うものです。

この取り扱いにより、平成31年2月からコンビニエンスストア等に設置された端末機を利用して印鑑証明書の発行が可能になり、住民の利便性の向上が期待されます。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第42号の討論につきましては、ただいまのところ通告があつておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第42号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。

議案第42号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第42号 みやま市印鑑条例の一部を改正する条例の制定につきましては、委員長報告のとおり原案可決をされました。

## 日程第2 議案第43号

○議長（牛嶋利三君）

日程第2．議案第43号 東山老人ホーム組合規約の変更についてを議題といたします。

本件につきましては、文教厚生常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。坂口文教厚生常任委員会委員長お願いいたします。

○文教厚生常任委員長（坂口孝文君）（登壇）

文教厚生常任委員長報告をいたします。

議案第43号 東山老人ホーム組合規約の変更について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果の御報告をいたします。

当委員会は、12月10日に松尾保健福祉部長、古賀介護支援課長及び関係係長に出席を求め、委員全員出席のもと委員会を開催いたしました。

本議案は、東山老人ホーム組合の解散に伴い、事務の継承先に関する規定を加えるため、地方自治法第286条第1項の規定に基づき当該組合の規約を変更するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を要するものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第43号の討論につきましては、ただいまのところ通告があつておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第43号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第43号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第43号 東山老人ホーム組合規約の変更につきましては、委員長報告のとおり原案可決をされました。

### 日程第3 議案第44号

○議長（牛嶋利三君）

日程第3. 議案第44号 東山老人ホーム組合の解散についてを議題といたします。

本件につきましては、文教厚生常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。坂口文教厚生常任委員会委員長お願いいたします。

○文教厚生常任委員長（坂口孝文君）（登壇）

文教厚生常任委員長報告をいたします。

議案第44号 東山老人ホーム組合の解散について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果の御報告をいたします。

当委員会は、12月10日に松尾保健福祉部長、古賀介護支援課長及び関係係長に出席を求め、委員全員出席のもと委員会を開催いたしました。

本議案は、平成31年3月に養護老人ホーム楠寿園が民営化することに伴い、東山老人ホーム組合がその事務を廃止し解散するため、地方自治法第288条の規定に基づく県知事への解散届け出等を行うに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を要するものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第44号の討論につきましては、ただいまのところ通告があつておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第44号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第44号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第44号 東山老人ホーム組合の解散については委員長報告のとおり原案可決をされました。

#### 日程第4 議案第45号

○議長（牛嶋利三君）

日程第4. 議案第45号 東山老人ホーム組合の解散に伴う財産処分についてを議題といたします。

本件につきましては、文教厚生常任委員会に付託をしておりましたので、引き続き委員長の報告を求めてまいります。坂口文教厚生常任委員会委員長お願いいたします。

○文教厚生常任委員長（坂口孝文君）（登壇）

文教厚生常任委員長報告をいたします。

議案第45号 東山老人ホーム組合の解散に伴う財産処分について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、12月10日に松尾保健福祉部長、古賀介護支援課長及び関係係長に出席を求め、委員全員出席のもと委員会を開催いたしました。

本議案は、東山老人ホーム組合の解散に伴い、地方自治法第289条の規定に基づく財産処分が必要となるため、同法第290条の規定により議会の議決を要するものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第45号の討論につきましては、ただいまのところ通告があってありませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第45号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第45号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第45号 東山老人ホーム組合の解散に伴う財産処分については委員長報告のとおり原案可決をされました。

#### 日程第5 議案第46号

○議長（牛嶋利三君）

日程第5. 議案第46号 みやま市道路線の廃止についてを議題といたします。



本件につきましては、産業建設常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。瀬口産業建設常任委員会委員長お願いいたします。

**○産業建設常任委員長（瀬口 健君）（登壇）**

議案第46号 みやま市道路線の廃止について産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、12月11日に執行部当局の案内で市道の現地調査を行い、その後、委員会室において富重建設都市部長、城戸建設課長及び関係係長に出席を求め、委員全員の出席のもと委員会を開催いたしました。

本件は、道路法第10条第1項の規定により、市道路線の廃止をするものです。

路線番号3059安之内線、路線番号3063池田安之内線につきましては、仮称みやま市総合市民センターの施設整備に伴い、道路の一部が仮称みやま市総合市民センターの敷地内となるため、市道路線の起点、終点の変更のために廃止をするものでございます。

委員会では、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

**○議長（牛嶋利三君）**

それでは、これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第46号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第46号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。

議案第46号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

御異議なしと認めます。よって、議案第46号 みやま市道路線の廃止については委員長報告のとおり原案可決をされました。

#### 日程第6 議案第47号

##### ○議長（牛嶋利三君）

日程第6. 議案第47号 みやま市道路線の認定についてを議題といたします。

本件につきましては、産業建設常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。瀬口産業建設常任委員会委員長お願いいたします。

##### ○産業建設常任委員長（瀬口 健君）（登壇）

議案第47号 みやま市道路線の認定について産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、12月11日に執行部当局の案内で市道の現地調査を行い、その後、委員会室において富重建設都市部長、城戸建設課長及び関係係長に出席を求め、委員全員の出席のもと委員会を開催いたしました。

本件は、道路法第8条第1項の規定により、市道路線の認定をするものでございます。

路線番号3059安之内線、路線番号3063池田2号線につきましては、仮称みやま市総合市民センターの施設整備に伴い、起点、終点を整理し認定するものでございます。

委員会では、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

##### ○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

##### ○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第47号の討論につきましては、ただいまのところ通告があってありませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

##### ○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第47号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第47号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第47号 みやま市道路線の認定については委員長報告のとおり原案可決をされました。

#### 日程第7 議案第48号

○議長（牛嶋利三君）

日程第7. 議案第48号 平成30年度みやま市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。9番荒巻隆伸君。

○9番（荒巻隆伸君）

第10款の教育費の中に、小学校施設管理費、設計委託料、統合第2グループ（下庄、本郷、上庄）の統合により、給食室の拡張工事が必要となるため設計委託料を補正するというところで、2,500千円上がっております。来年、再来年の4月、平成32年度の4月に統合するということが今進めてありますが、学校の拡張工事に必要となるためということなんですけど、統合に向けてのほかの整備は何もないんですか。

というのが、6年ぐらい前にずっと地元説明会をやっていたときに、用地買収をして、そこに新しいプールをつくって、今のプールを壊してグラウンドを拡張すると、そんな説明会が行われてありましたけど、今度の補正にこの給食室だけしか上がっていないんですが、そういった用地買収を進めていこうと思うと、今回の補正で予算を上げておかないと統合に間に合わないと思うんですけど、その計画そのものはどうなったんでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

野田教育部長。

○教育部長（野田圭一郎君）

今、議員さんのほうから御質問がありましたんですけども、統合に伴いまして、やはり手狭になるということで、グラウンドの部分が一番心配される部分でございましたけれども、ここを広げるということであれば、まずプールの移転なり移設が一つ考えられます。ただ、そのためには、周辺の用地の買収等も必要になってくることから、そういった計画も上げな

がら、そういった周辺の土地等も調査をしておったんですけれども、現在のところ、具体的にどこに持っていくとか、そういったところがまだはっきり明確としておりませんので、当面、喫緊の課題となります給食室の拡張、これについて、速やかに平成32年度から対応できるよう増改築をしていきたいということで、今回、補正予算を給食室の部分だけ補正をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

9番荒巻隆伸君。

○9番（荒巻隆伸君）

この補正予算について決して不満はないんですけど、平成24年ぐらいからその説明会をやってきて、じゃ、統合いよいよ決まりました、2年後にやります。そして、まだ検討していますと、本当おかしくないかなと思っております。

ちょっと市長、そこはいかがでしょうか。6年前からそんな話を地元説明会でやっていて、じゃ、統合を具体的に再来年やりますって決まりました。でも、まだ検討しています。やっぱりもうちょっと、何ですか、約束したこと、そういう説明会で行ったことを具体的にしていこうにやらなきゃいけないと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

その面につきましては、担当部で早急というか、スピード感を持って取り組んでまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

よろしいですか。（「いいです」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第48号の討論につきましては、ただいまのところ通告があってありませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第48号を採決いたします。

この採決は起立によって行いたいと思います。

議案第48号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第48号 平成30年度みやま市一般会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決をされました。

これより、本日追加をされております議案等を議題としたいと思います。

日程第8 議案第49号

○議長（牛嶋利三君）

日程第8. 議案第49号 みやま市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の説明を求めます。松嶋市長お願いします。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

おはようございます。議案第49号を提案する前に、本日追加提案いたします議案の概要について御説明申し上げます。

本日、追加提案いたします議案は、議案第49号から議案第57号までの9件でございます。

議案第49号から議案第51号につきましては、国における人事院の給与勧告に基づき、関係法令が改正されたことから、本市の条例を改正するものでございます。

次に、議案第52号から議案第57号までの補正予算につきましては、給与条例改正に関する補正及び4月の人事異動等に伴う補正をお願いするものでございます。

なお、議案第52号以降につきましては、担当者より提案理由の説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第49号 みやま市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、ことし8月の人事院勧告に関連した国家公務員給与等の関係法令の改正に伴い、人事院勧告に準拠し条例の改正をお願いするものでございます。

具体的には、期末手当につきまして、現在、年間3.3カ月であるものを0.05カ月引き上げ、年間3.35カ月に改定するものであります。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第49号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第49号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行います。

議案第49号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第49号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。議案第49号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第49号 みやま市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決をされました。

## 日程第9 議案第50号

### ○議長（牛嶋利三君）

日程第9．議案第50号 みやま市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の説明を求めます。引き続き松嶋市長お願いします。

### ○市長（松嶋盛人君）（登壇）

議案第50号 みやま市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、先ほど説明いたしました議案第49号と同様に、人事院勧告に準拠し条例の改正をお願いするものでございます。

具体的には、期末手当につきまして、現在、年間3.3カ月であるものを0.05カ月引き上げ、年間3.35カ月に改定するものであります。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

### ○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより質疑を行ってまいります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

### ○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第50号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

### ○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第50号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行います。

議案第50号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第50号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。議案第50号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第50号 みやま市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決をされました。

#### 日程第10 議案第51号

○議長（牛嶋利三君）

日程第10. 議案第51号 みやま市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の説明を求めます。引き続き松嶋市長お願いします。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

議案第51号 みやま市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、国における国家公務員給与の関係法令の改正に伴い、これまでも人事院勧告に準拠して給与改定を行ってきた本市の経緯を踏まえ、条例の改正をお願いするものでございます。

改正の主な内容は、給料表の改正のほか、勤勉手当につきまして、これまで年間1.8カ月であったものを0.05カ月引き上げ、年間1.85カ月とするものでございます。これに伴い期末・勤勉手当の支給月数は、これまでの年間4.4カ月から年間4.45カ月となります。

また、宿日直手当につきまして、これまで1回当たり4,200円であったものを200円引き上げ、1回当たり4,400円とするものでございます。

以上につきまして、給料表及び宿日直手当の改正は平成30年4月1日から、勤勉手当の引き上げにつきましては平成30年12月1日からそれぞれ適用するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

以上です。



○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第51号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第51号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行ってまいります。

議案第51号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第51号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第51号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第51号 みやま市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決をされました。

#### 日程第11 議案第52号

○議長（牛嶋利三君）

日程第11. 議案第52号 平成30年度みやま市一般会計補正予算（第4号）について提案理由の説明を求めます。木村財政課長お願いします。

○財政課長（木村勝幸君）（登壇）

おはようございます。それでは、議案第52号 平成30年度みやま市一般会計補正予算（第4号）について提案理由の御説明を申し上げます。

平成30年度みやま市一般会計補正予算（第4号）は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ20,194千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19,951,214千円といたしております。

今回追加いたしております補正予算は、平成30年人事院勧告等に伴い、一般職職員給料表を平均0.2%の引き上げ、勤勉手当の支給月数を0.05カ月分引き上げる改定などを実施いたしますために、所要額の補正を行うものでございます。

また、これにあわせまして、人事異動等による人件費の補正をお願いするものでございます。

予算書7ページからでございます。

歳入予算は、10款 地方交付税を追加し、8ページの18款2項1目 財政調整基金繰入金を減額いたしております。

次に、9ページ以降の歳出予算につきましては、給与改定分、人事異動等分など、給料、職員手当等の補正、さらに各特別会計と調整いたしました特別会計繰出金を計上いたしております。

なお、人件費補正の詳細につきましては、予算書33ページからの補正予算給与費明細書に記載いたしております。

また、末尾に一般会計補正予算書の資料を添付いたしております。

3ページでございますが、今回の職員給の補正額は、一般会計及び各特別会計を合算して、給与改定分15,997千円の追加、また、職員の育児休業や長期の病気休暇などによる減額分を調整した人事異動等分36,191千円の減額、合わせまして20,194千円の減額といたしております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第52号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第52号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行います。

議案第52号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第52号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。議案第52号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第52号 平成30年度みやま市一般会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決をされました。

#### 日程第12 議案第53号

○議長（牛嶋利三君）

日程第12. 議案第53号 平成30年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を求めます。木村財政課長、引き続きお願いします。

○財政課長（木村勝幸君）（登壇）

続きまして、議案第53号 平成30年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由の御説明を申し上げます。

平成30年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ6,318千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,436,594千円といたしております。

予算書6ページからでございます。

歳入予算は5款1項1目、一般会計繰入金を減額し、7ページ、歳出予算は1款1項1目、一般管理費の職員人件費につきまして、職員9名分の給与改定分と人事異動等分による額を調整し計上いたしております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第53号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第53号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行います。

議案第53号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第53号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。議案第53号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第53号 平成30年度みやま市国民健康保険事業特別会

計補正予算（第2号）は原案のとおり可決をされました。

### 日程第13 議案第54号

#### ○議長（牛嶋利三君）

日程第13. 議案第54号 平成30年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を求めます。引き続き木村財政課長お願いします。

#### ○財政課長（木村勝幸君）（登壇）

それでは、議案第54号 平成30年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由の御説明を申し上げます。

平成30年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、介護保険事業勘定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ12,139千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,078,738千円といたしております。

予算書6ページからでございます。

まず、歳入予算は、7款1項4目、その他一般会計繰入金を減額いたしております。

また、7ページからの歳出予算は、1款1項1目、一般管理費及び8ページの4款3項1目、包括的支援事業費の職員人件費につきまして、職員16名分の給与改定分と人事異動等分を計上いたしております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

#### ○議長（牛嶋利三君）

それでは質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第54号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第54号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行います。

議案第54号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第54号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。議案第54号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第54号 平成30年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決をされました。

#### 日程第14 議案第55号

○議長（牛嶋利三君）

日程第14. 議案第55号 平成30年度みやま市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を求めます。木村財政課長お願いします。

○財政課長（木村勝幸君）（登壇）

それでは、議案第55号 平成30年度みやま市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由の御説明を申し上げます。

平成30年度みやま市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ5,407千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ430,001千円といたしております。

予算書6ページからでございます。

歳入予算は、5款1項1目。一般会計繰入金を減額し、7ページの歳出予算は2款1項1目。下水道建設事業費の職員3名分の人件費について、給与改定分と人事異動等分を調整し計上いたしております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第55号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第55号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行ってまいります。

議案第55号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第55号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。議案第55号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第55号 平成30年度みやま市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決をされました。

#### 日程第15 議案第56号

○議長（牛嶋利三君）

日程第15. 議案第56号 平成30年度みやま市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を求めます。木村財政課長お願いします。

○財政課長（木村勝幸君）（登壇）

議案第56号 平成30年度みやま市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由の御説明を申し上げます。

平成30年度みやま市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ4,865千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ52,162千円といたしております。

予算書6ページからでございます。

歳入予算は、5款1項1目、一般会計繰入金を減額いたしております。また、7ページの歳出予算は、1款1項1目、一般管理費の職員1名分の給与改定分と人事異動等分を調整し計上いたしております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、提案理由説明によります質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第56号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第56号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行います。

議案第56号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第56号を採決いたします。



この採決は起立によって行います。議案第56号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（牛嶋利三君）

起立多数です。よって、議案第56号 平成30年度みやま市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決をされました。

#### 日程第16 議案第57号

○議長（牛嶋利三君）

日程第16. 議案第57号 平成30年度みやま市生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を求めます。最後になりますが、木村財政課長よろしくお願ひします。

○財政課長（木村勝幸君）（登壇）

それでは、議案第57号 平成30年度みやま市生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由の御説明を申し上げます。

平成30年度みやま市生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に637千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ500,248千円といたしております。

予算書6ページからでございます。

歳入予算は、6款1項1目. 一般会計繰入金を追加いたしております。また、7ページ歳出予算は1款1項1目. 総務管理費の職員4名分の給与改定分と人事異動等分を調整し計上いたしております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより質疑を行います。質疑ございませんか。12番壇康夫君。

○12番（壇 康夫君）

最後にまとめてお伺いします。

今回の、この議案9件全部が人事院勧告に基づく給与関係というふうに説明がありました。一般職を含めて総額で20,000千円強が減になっていますよね、0.05アップした割には。どうして各部署でこんなに減が多いのか。たまたまこの議案第57号についてはプラスですけど、

総トータルで相当のマイナスになっておると。どういう理由でマイナスになったか、また、できればそういう人数とか理由がはっきりわかれば教えていただきたいのと、1人平均どのくらい大体上がるのか。おおよそで結構です、その辺がわかれば教えてください。

○議長（牛嶋利三君）

梶嶋総務課長。

○総務課長（梶嶋晋治君）

まず、今回の補正予算の減額が多い分についての御質問についてお答えいたします。

今回の補正予算に上げております給与改定以外の分の人事異動分につきましては、一つは、先ほど財政課長のほうも言いましたけれども、病気休暇者、それから、育児休業取得者、そういった関係職員の14名分に対する職員給与が支払われていない。（「何名分」と呼ぶ者あり）14名分です。こちらのほうの給与支払いがなかったために減額となっているものでございます。

それから、今回の人事院勧告に伴います改定額につきましては、給料差額分と期末手当の増額分を含めまして、平均的に見ますと43千円程度となります。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

壇議員、もういいですか。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第57号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第57号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行ってまいります。

議案第57号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ご

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第57号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。議案第57号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第57号 平成30年度みやま市生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決をされました。

#### 日程第17 請願第3号

○議長（牛嶋利三君）

日程第17. 第3回定例会におきまして継続審査となっておりました、請願第3号 国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書提出に関する請願書を議題といたします。

本件につきましては、総務常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。古賀総務常任委員会委員長をお願いします。

○総務常任委員長（古賀義教君）（登壇）

では、総務常任委員長報告をいたします。

請願第3号 国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書提出に関する請願について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、12月12日、委員会室において、中尾委員を除く委員4名の出席のもと委員会を開催いたしました。

本請願は、第3回定例会において、憲法改正に向け、国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書の提出を請願されたものであります。

国会の動きが流動的な中、いまだ国民の理解が深まっているとはいえない現状であり、さらに調査研究を必要とするため、今定例会においても継続審査とすべきという意見と、国会での結論を待つのではなく、現在のみやま市議会で結論を出していくべきという意見等が

ありました。今定例会で結論を出すべきとする意見では、国民世論及び政府・与党内でも憲法改正に反対の意見もある状況で、現行憲法を見直す願意の意見書の提出は反対という意見等がありました。

当委員会では慎重審査の結果、賛成少数で不採択とすべきであると決定しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

**○議長（牛嶋利三君）**

それでは、これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ありませんか。2番吉原政宏君。

**○2番（吉原政宏君）**

紹介議員として確認の意味を含め、質問させていただきます。

9月議会では、先ほど委員長の報告があったように、憲法論議について国民を初め議員間でもまだ理解が深まっていないという中で、調査研究が必要ということで継続審査になりましたが、今回、委員会で不採択となったのは、請願書を精査した結果、国民世論や政府・与党内でも憲法改正に反対意見もある中で、請願書の理由の1の最後のほうに「現行憲法を見直し、憲法改正へ国民投票が実施されるように」という表現が含まれていたことが大きな要因だったということでしょうか。

**○議長（牛嶋利三君）**

古賀総務常任委員会委員長。

**○総務常任委員長（古賀義教君）（登壇）**

申し上げます。

まず、国会で議論するように出してほしいという意見書ですから、国会の議論が始まる前に出さないと意味がないという議論をしました。

それから、もう一点は、請願書の中段に「現行憲法を見直し、憲法改正へ」という、この文言が、やはりさっきも申しましたとおり、憲法改正には反対ということで不採択といたしております。

**○議長（牛嶋利三君）**

2番吉原政宏君。

**○2番（吉原政宏君）**

今回の請願は、請願書の理由の2の中に、想定以上の自然災害や不安定な世界情勢への対

応など現行憲法での問題点を示してはありますが、願意としては、具体的な改正内容を問うものではなく、今後の憲法について国会で有意義な議論が重ねられ、一人一人の国民が憲法への理解をより深めることを望むものであり、そのために、タイトルとなっています国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起が必要であり、国への意見書提出を求めるものとして受けとめ、私は紹介議員となりました。

ただ、個人の思いはそれぞれであります。市民も含め、国民世論、そして、政府・与党の内にも反対意見がある中で、憲法改正の国会発議まで踏み込んだ請願の内容と捉えられるのであれば、今回、付託された総務常任委員会の不採択とされた審査結果を尊重したいと思っております。

以上、答弁は要りません。

○議長（牛嶋利三君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。それでは、質疑を終わります。

これより討論を行います。請願第3号の討論につきましては、ただいまのところ通告があつておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより請願第3号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は不採択であります。

請願第3号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、請願第3号 国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書提出に関する請願書につきましては、委員長報告のとおり不採択とすることと決定をいたしました。

日程第18 発議第4号

○議長（牛嶋利三君）

日程第18. 発議第4号 主要農作物種子法に代わる新たな法律の制定を求める意見書を議題といたします。

本件につきましては、事務局長より朗読をいたします。田中議会事務局長お願いします。

○議会事務局長（田中裕樹君）

〔朗読省略〕

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより提出議員の説明を求めたいと思います。10番瀬口健君お願いします。

○10番（瀬口 健君）（登壇）

発議第4号の提案理由説明をいたします。

発議第4号 主要農作物種子法に代わる新たな法律の制定を求める意見書について提案理由の説明を申し上げます。

本議案は地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関に対し意見書を提出するものであります。

なお、内容につきましては、ただいま事務局長が朗読により説明したとおり、国において種子法にかわる新たな法律の制定を強く要望するというものでございます。

皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより質疑を行ってまいります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております発議第4号は、会議規則第37条の第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、発議第4号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行います。発議第4号の討論につきましては、ただいまのところ通告が

あっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第4号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。発議第4号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、発議第4号 主要農作物種子法に代わる新たな法律の制定を求める意見書は原案のとおり可決をされました。

#### 日程第19 発議第5号

○議長（牛嶋利三君）

日程第19. 発議第5号 主要農作物種子法に代わる福岡県独自の条例制定を求める意見書を議題といたします。

事務局長より朗読いたします。田中議会事務局長お願いします。

○議会事務局長（田中裕樹君）

〔朗読省略〕

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより提出議員の説明を求めてまいります。10番瀬口健君お願いいたします。

○10番（瀬口 健君）（登壇）

発議第5号 主要農作物種子法に代わる福岡県独自の条例制定を求める意見書について提案理由の説明を申し上げます。

本議案は地方自治法第99条の規定に基づき、県の関係機関に対し意見書を提出するものであります。

なお、内容につきましては、ただいま事務局長が朗読により説明したとおり、県独自の条例制定を強く要望するものでございます。

皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

それでは、ただいま議題となっております発議第5号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、発議第5号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行ってまいります。発議第5号の討論につきましては、ただいまのところ通告があつておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第5号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

発議第5号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、発議第5号 主要農作物種子法に代わる福岡県独自の条例制定を求める意見書は原案のとおり可決をされました。

#### 日程第20 柳川みやま土木組合議会議員の補欠選挙について

○議長（牛嶋利三君）

日程第20. 柳川みやま土木組合議会議員の補欠選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によりまして指名推選にしたいと思えますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）



御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことと決定をいたしました。  
お諮りをいたします。指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思いま  
すが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

御異議なしと認めます。よって、議長が指名することと決定をいたしました。

柳川みやま土木組合議会議員に、12番壇康夫君を指名したいと思います。

ここで皆さん方にお諮りをいたします。ただいま議長が指名いたしました壇康夫君を柳川  
みやま土木組合議会議員補欠選挙の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

御異議なしと認めます。よって、ただいま議長が指名をいたしました壇康夫君が柳川みや  
ま土木組合議会議員に当選をされました。

当選されました壇康夫君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によりま  
して、当選の告知をいたします。よろしくお願いいたします。

**日程第21 閉会中の継続調査の申出について**

**○議長（牛嶋利三君）**

日程第21. 閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。

各委員長から目下、委員会において調査中の事件につきまして、会議規則第111条の規定  
により、お手元にお配りをいたしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がござい  
ます。

お諮りをいたします。各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議  
ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

御異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とす  
ることと決定をいたしました。

議会報編集特別委員会及び議会改革調査特別委員会につきましては、調査が終了するまで  
閉会中の継続調査となっておりますが、調査事項は別紙のとおりでございますので、御承知

おきをお願いしておきたいと思います。（「議長、済みません」と呼ぶ者あり）12番壇康夫君。

○12番（壇 康夫君）

議会改革調査特別委員会の別紙が16名になっていますので、よろしく申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

田中議会事務局長。

○議会事務局長（田中裕樹君）

私のほうからお答えします。

この特別委員会を設置するときに、定数16ということで設置をしまりました。結果として、今、壇議員さんおっしゃられますように2人欠員が出ている状態ですので、もし今後、例えば、補欠選挙があつて新しい議員さんが当選されるときには、16名の定数に加わってくるような形ということで、定数を16名で今、上げているところでございます。

○議長（牛嶋利三君）

12番壇康夫君。

○12番（壇 康夫君）

ということは、これは委員数というよりも定数の委員数ということですね。（「はい」と呼ぶ者あり）はい、わかりました。

○議長（牛嶋利三君）

これは結局、全議員での議会改革調査特別委員会ということになるけんですね。（「はい、定数と」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）12番壇康夫君。

○12番（壇 康夫君）

ということは、私は委員長をさせてもらっていますが、確認の意味で。これは、16名は議長が入っていないということですか。

○議長（牛嶋利三君）

田中議会事務局長。

○議会事務局長（田中裕樹君）

はい。議長を除く16名ということです。

○議長（牛嶋利三君）

12番壇康夫君。

○12番（壇 康夫君）

今まで議長を交えてずっとやってきていましたけど。

○議長（牛嶋利三君）

田中議会事務局長。

○議会事務局長（田中裕樹君）

議長は常任委員会にしても特別委員会にしてもオブザーバーで入るということになっておりますので、そういう形で入ってこられたとっております。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（牛嶋利三君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

お諮りをいたします。本会議中、誤読などによる条項、字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第43条によりまして議長に委任いただきたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字等の整理、訂正は議長に委任することと決定をいたしました。

これをもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成30年第4回みやま市議会定例会を閉会いたします。

午前10時55分 閉会

上記会議の次第は、田中裕樹の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

みやま市議会議長 牛嶋 利三

みやま市議会議員 吉原 政宏

みやま市議会議員 末吉 達二郎